

〔個人用〕墓地経営許可申請について

〔1. はじめに〕

墓地経営とは、墓地を設置、管理、運営することです。墓地を新たに設置するときは、市の許可が必要です。この手続きは、「墓地、埋葬等に関する法律」等で定められています。

なお、地目が墓地であっても新たに墓地経営するときは、許可が必要です。

〔2. 申請の条件〕

個人が申請できるのは、既存墓地を利用することが困難な場合で、次に該当する場合に限ります。

- ① 山間等交通の著しく不便な場合
- ② 災害の発生又は公共事業の施行により墓地を移転する必要がある場合

※これらに該当しない場合は、霊園やお寺の墓地などの既存墓地の利用を検討してください。

※個人が自己または親族の墓地以外に、他人に土地を分譲し、永代使用料等を徴収するなどの墓地経営はできません。

〔3. 申請の流れ〕

お墓を建てる土地の
名義は誰ですか？

他人・親族

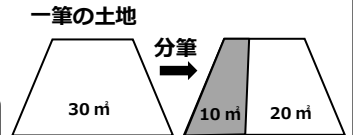
☐ 事前に所有権移転登記をし、申請者本人名義としてください。

本人

墓地予定地を分筆登記していますか？

※墓地として申請できる面積は、**おおむね 10 m²**までです。

広い土地の一部に墓地をつくる場合は、墓地の部分を分筆登記してください。



墓地予定地は、
おおむね 10 m²まで

はい

いいえ

☐ **おおむね 10 m²までに分筆登記してください（法務局）**

※分筆は測量作業を伴うため、土地家屋調査士に依頼してください。

※未登記での申請は誓約書を添付してください。

※おおむね 10 m²を超える申請をする必要がある場合はご相談ください。

地目は何ですか？

墓地、宅地、
山林、雑種地等

田、畑

☐ **農業振興地域農用地の除外手続きが必要です。**

申請先は農林水産課（0856-31-0316）許可半年必要

☐ **農地転用の手続きが必要です。**

申請先は農業委員会（0856-31-0481）許可 2 カ月必要

申請書の提出

農地転用等の申請書の写しを添付

添付書類

- ☐ 付近の状況を明らかにした図面（住宅地図等）
- ☐ 土地登記簿謄本（抵当権が設定されていないこと）
- ☐ 公図の写し（切図）
- ☐ 周囲半径 100m以内の人家等の同意書
- ☐ 墓地区画の測量図 ☐ 墓の配置図 ☐ 現況写真

検査項目

- ☐ 境界が明瞭で、必要に応じ植栽されている
- ☐ 民家等から 100m以上離れている（または同意書がある）
- ☐ 飲料水に支障を及ぼさない
- ☐ 通路が砂利敷き等によりぬかるみとならない
- ☐ 排水路を設け地表水が貯留しない
- ☐ 給水設備がある ☐ ごみ処理設備がある

現地調査

許可証の発行

墓地の設置

地目変更登記（法務局）